

[事案 23-62] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 4 月 20 日 裁定不調

<事案の概要>

転換手続の際の錯誤を理由として、転換契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 49 年に締結した契約①を、同 55 年に契約②（定期保険特約付養老保険）に転換し（「第一転換手続」）、契約②を、平成 1 年に契約③（定期保険特約付終身保険）に転換した（「第二転換手続」）。

第一転換手続の際、契約①の既払込保険料の充当先について説明がなく、また、「転換した方が有利ですよ」と説明を受けたが、どのように有利なのか説明を受けておらず、既払込保険料の充当先と転換手続の有利性について錯誤があった。

第二転換手続の際にも、契約②の既払込保険料の充当先について説明がなく、また、「転換した方が圧倒的に有利ですよ」と説明を受けたが、どのように圧倒的に有利なのか説明を受けておらず、さらに、将来の清算受取額または年金受取額が確定金額であるとの説明を受け、既払込保険料の充当先と転換手続の圧倒的有利性並びに将来の配当金の受取額について錯誤があった。

両転換手続について錯誤無効を理由に、既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、各転換契約時に、募集人から説明を受け検討を重ね、転換前契約と比較してより保障内容の大きい転換後契約（本契約）を締結している。
- (2) 転換前契約の既払込保険料の充当先等について錯誤があったとしても、転換前契約の既払込保険料の充当先等は、保険契約の要素とまではいえない。
- (3) 配当金の仕組み上、配当金の変動するものであることは、約款、設計書等の記載によって説明がなされていることから、申立人が容易に認識することが可能であり、仮に申立人主張の錯誤があったとしても申立人に重大な過失があったといえる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容、および申立人の事情聴取の内容に基づき審理した。下記のとおり審理した結果、転換手続の際、募集人が使用した説明補助資料は、申立人に対し、配当金額が将来変動することについて確実に認識させるには不十分な面があったことは事実だが、この使用により、募集人が受取金額を強調した場合には、損害賠償の問題が生じるものの、もともと確定金額を請求する権利がないこと、転換手続の日より 20 年以上を経過しており損害賠償請求権は消滅していることから、本件は、和解により解決するのが相当であると判断し、和解案の受諾勧告を行った。しかし、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機

関「業務規程」第 38 条 2 項にもとづき裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 第一転換手続の錯誤について

申立人の事情聴取において、具体的にどのような錯誤があったのか確認したが、判然とせず、第一転換手続についての申立人の主張を認めることはできない。

2. 第二転換手続の錯誤について

(1) 既払込保険料の充当先と転換手続の圧倒的有利性の錯誤については、具体的にどのような錯誤があったのか確認したが、判然とせず、第二転換手続についての申立人の主張を認めることはできない

(2) 配当金の受取額の錯誤について

①申立人は、配当金は変動するものであることは認識していたが、募集人が説明補助資料を使用して、清算受取金または 10 年確定年金に配当金は含まれておらず、確定金額を受け取れるとの説明を受け、その説明を信用した旨を陳述するので、このような誤説明があったかを検討する。

募集人は、上記補助資料を使用した説明の前後に、設計書を使用した説明もしており、設計書には、「清算受取金とは、返戻金と積立配当金累計額の合計です」と記載されており、また、年金受取については、基本年金額と積立配当金の合計額で、「基本年金額は責任準備金、積立配当金累計額などの合計額により計算します」と記載されていることから、いずれも予想額であることは明らかである。その上、設計書には、「記載の配当数値については、当商品のパンフレットにもご説明のとおり、今後変動（上下）することがあります。従って、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」との注意文言も記載されている。

このような設計書を一見すると、明白に虚偽であることが判明するような説明を、募集人が行ったと考えることは困難で、申立人の陳述のみで、募集人の誤説明の事実を認定することはできないと言わざるを得ない。

②申立人は、家族構成の変化に伴い、募集人より勧誘を受け、第一転換手続と第二転換手続を行い、契約②と契約③の保障内容については、納得している旨を陳述する。申立人の主張する錯誤は、貯蓄要素を問題にするものといえるが、保険商品の保障内容に納得しつつも、その際に、貯蓄要素をどの程度重視するかは、契約者によって相当異なるものといえ、通常人にとって、契約③の将来の受取金額が確定金額であるか否かが、契約③への加入を左右する事情とまでは必ずしも認められない。よって、募集人の説明とは別に、申立人に錯誤が認められたとしても、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認定することはできない。

【参考】

民法第 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法第 724 条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。